

## — 非訟、国際民事訴訟及び判決執行手続の概説 —

立命館大学大学院法務研究科教授

弁護士 酒 井 一

本稿では、第5部民事非訟事件、第6部外国判決及び外国仲裁判断の承認・執行、第7部民事判決の執行及び第9部国際民事訴訟と司法共助に関する諸規定を条文に沿った形で概観し、紹介したい。

### 第5部 民事非訟事件の解決手続

第5部では、非訟事件に関する手続が規定されている。第5部の冒頭に総則規定（第20章311条～第318条）を置き、適用範囲、期日、裁判などに関する通則を定める。各論として、行為無能力・制限行為能力の宣告（第21章319条～323条）、不在者の搜索手続（第22章324条～329条）、失踪宣告手続（第23章330条～334条）、死亡宣告手続（第24章335条～339条）及び国内仲裁手続に対する関与手続（第25章340条～341条）に関する規律を配する。総則規定とは別に各章においても、申立て、期日及び裁判の効果に関する規定が置かれている。続いて、第25章に、国内商事仲裁に関する規定があり、管轄と仲裁法の規定に従うべき旨が規定されている。

#### 1. 総則規定（第20章）

- (1) ベトナムにおいては、民事事件及び民事非訟事件が裁判所の管轄に属するものと規定されている（21条）。これを受けて、本章が民事非訟事件の範囲を規定する。すなわち、民事非訟事件とは、当事者間に紛争はないが、民事・家事・商事・労働に関する権利・義務の根拠となる法律事実の承認又は不承認に関する事件をいうものとされる（311条後段）。この定義からすると、我が国でいう真正争訟事件は、ベトナムの民事非訟事件の範囲から除外されることになる。

ベトナム民事訴訟法（以下、単に「民事訴訟法」という場合、ベトナム民事訴訟法を指す。また、特に断らない限り、条文数もベトナム民事訴訟法のそれである。）第26条は、行為能力喪失及び制限の宣告（1号）、不在者の搜索及び財産管理の宣告（2号）、失踪宣告（3号）、死亡宣告（4号）その他を非訟事件と規定し、婚姻家族関係の非訟事件として、婚姻取消し（28条1号）、財産分与事件（同条2号）、親権者変更（同条3号）、親権の制限（同条4号）、養子縁組解消（同条5号）等を挙げ、それ以外にも、仲裁その他に関する商事非訟事件（30条1、4項）及び労働非訟事件（32条）があることを規定する。後2者は、我が国では家事審判事件及び労働審判事件に属する事件類型である。ベトナムでは、外国判決の承認・執行（26条5号、28条6号及び31条1号）や外国労働仲裁判断の承認・執行（31条2号）もまた非訟事件の範疇にあるものと規定されている。これに対して、我が国では外国判決の承認・執行は訴訟事件と

捉えられており、対照的である。

非訟事件に関する総則手続である第20章は、非訟事件のうち、外国判決及び仲裁判断の承認・執行に関する事件を除き、適用されることが予定されている(311条前段)。

- (2) 裁判所に対する申立ては書面によることが必要とされ(書面主義, 312条), 申立書には裁判所, 関係人その他を記載しなければならない(同条2項), 申立てを根拠づける証拠を添付しなければならない(同条3項)。
- (3) 第5部が規律の対象とする非訟事件は単独裁判官によって解決される(55条2項)が, 決定に対する控訴及び異議は3名の合議体によって解決される(同条1項)。改正点のひとつである。
- (4) 期日は公開される(313条1項)。検察院の関与が規定され, 裁判所は, 事件記録を検察院へ送付するものとされている。期日には, 検察官の立会いが必要とされ, 検察官が欠席した場合には期日が延期される(同条2項)。期日に当事者が欠席した場合には, 期日が延期されるのを原則とするが, 当事者の申立てがある場合には, 裁判所は期日を実施することができる(同条3項)。当事者が2度欠席すると, 裁判所は, 当事者が申立てを取下げたものとみなす決定をすることができるが, 取下げにより再度の申立ては妨げられない。
- (5) 決定には, 関係人のほか, 主文及び理由等が示されなければならない(315条1項)。決定は, 関係人のほか, 検察院, 執行機関に送達される(同条2項)。

決定に対しては, 申立人及び関係人は, 決定の日から7日以内に控訴することができ, 検察は異議を申立てる権限を有する(316, 317条)。当事者が期日に欠席した場合には, 当事者が決定の送達を受けるか, 告知又は掲示された日から控訴期日は起算されるが, 不可抗力により控訴期間を遵守できなかった場合, 不可抗力が存在した間は控訴期間から控除される(358条1項, 372条1項)。

## 2. 行為能力の喪失・制限(第21章)

- (1) 人が自己の行為を認識し, 制御することができない精神病その他の病気を患っている場合には, その者の行為能力の喪失が宣告され, 薬物・興奮剤の中毒になっている者に対しては, 行為能力の制限が宣告される(319条3, 4項)。319条3, 4項は, 行為無能力又は制限能力を宣言する要件を規定する実体規定である。申立権は, 利害関係を有する者に限らず, 関連諸機関・組織にも認められている(同条1項)。
- (2) 申立書の提出後30日以内の期間での準備期間が規定されており, 準備期間終了後15日以内に期日が開かれなければならない(320条1, 4項)。準備期間中に裁判所は, 関係人の請求により, 被申立人の健康状態を検査することができる(同条2項)。この場合, 裁判所は, 検査結果を待って, 期日を開くことができる。
- (3) 制限無能力の宣言をする場合, 裁判所は, 法定代理人を指定し, 代理権の範囲を定めなければならない(321条2項後段)。無能力を宣言する場合について, 民事訴訟法に規定はないが, 代理人及び代理権については, 民法の規定に従って定まるものとされる。

- (4) 行為能力喪失・制限の宣告をされた者が能力を回復した場合、能力喪失・制限の決定の取消しを申立てることができ（322条）、その手続は、行為能力喪失・制限の宣告手続に準じる（323条）。

### 3. 不在者の搜索通知（第22章）

- (1) 利害関係人は、住所に6か月以上不在である者に対し搜索通知を発付し、不在者の財産管理のための措置を取ることを裁判所に申立てることができる（324条）。
- (2) 申立書には、6か月間不在であることの証拠を添付しなければならない（324条3項）、財産管理の措置を申立てる場合には、申立人は、不在者の財産状況、財産の管理に関する書類及び親族の一覧表を添付しなければならない（同項）。
- (3) 申立書が受理されて20日間の準備期間を経て、期日の開始決定がなされるが、期日は開始決定から10日以内に開かれなければならない（325条）。
- (4) 搜索に関する通知の告知は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ、中央のラジオ局又はテレビ局で3日連続して3回放送される（328条1項）。
- (5) 搜索に関する通知の決定は、被搜索者が帰還した場合には、自動的に失効する（329条）。

### 4. 失踪宣告

- (1) 失踪宣告の申立てに際しては、失踪者が2年以上連続して不在で、その生存又は死亡に関する信頼できる情報がないこと、及び、申立人が十分な搜索通知の措置を採ったことの証拠を添付しなければならない。前章の不在者の搜索に関する通知が発せられた場合には、その謄本が添付されなければならない（330条3項）。
- (2) 裁判所は、申立書の受理後20日以内に搜索に関する通知を発する（331条1項）。搜索通知期間は、最初の通知公開日又は放送日から4か月である（同条2項）。失踪者が帰還した場合にも、その申し出をもって手続は終了する（同条3項）。
- (3) 搜索通知期間満了後15日以内に期日が開かれ、失踪宣告が下される。失踪宣告が下される場合に、申立てにより、民法の規定に従って、失踪者の財産管理に関する特別措置が採られる（332条）。
- (4) 失踪者が帰還するか、生存の確実な情報がある場合、失踪宣告が取消される（333条1項）。取消しの申立てに際しては、証拠の添付が必要とされる（333条3項）。

### 5. 死亡宣告

- (1) 利害関係人は、民法の規定に従い（民法91条）、死亡宣告を申立てることができる。申立書が受理されて30日を超えない期間において準備がなされ、期日決定が発せられ、決定の日から10日以内に期日が開かれなければならない（336条）。
- (2) 死亡宣告は、搜索に関する通知なしに発せられる。
- (3) 死亡の宣告を受けた者が生存していることが確認された場合、死亡宣告は取消される（338条）。申立書受理から15日以内に期日が開かれ、決定が下される（339条）。

## 6. 商事非訟

商事非訟事件として、ベトナム商事仲裁に関する事件が規定されており、仲裁人の指名・変更、保全処分、仲裁判断の取消しその他を挙げる（340条）。

## 7. 改正点と解釈に委ねられる問題

民事訴訟解決手続に関する国会令では、戸籍登録等に関する不服申立て、投票任命簿の記載に関する不服申立て及び報道機関に対する名誉毀損に関する不服申立てをも非訟事件に含めていた。民事訴訟法の草案段階では、これら行政事件あるいは民事訴訟事件の範疇に含まれるべき事件類型が依然として非訟事件として列挙されていた。しかし、最終的には、上記の5つに整理されることになった。

手続に関しても、各章で繰り返し詳細な手続規定を置くことをやめ、冒頭に総則規定を配することにより、規定が整理されている。

第21章から第25章まで類型ごとの各論的手続規定を置いているが、家族関係事件及び労働事件に関する規定が欠けており、総則規定だけで対応することになる。

残された解釈あるいは運用上の問題としては、例えば離婚訴訟に付随して親権者の指定が行われる場合のように、訴訟事件と非訟事件の異なった性質の手続が併合して処理できるのかどうかである。我が国では、人事訴訟法17条や32条で相応の手当がなされているが、ベトナム民事訴訟法では規定が見当たらない。また、協議離婚手続は非訟事件のひとつとされるが、協議が整わなかった場合、訴訟に移行するのであるだろうか。理論的には、非訟事件を終結し、離婚訴訟を提起すべきことになろうか。

将来の課題としては、民法の改正規定との調整である。例えば、無能力者の代理人や不在者の財産管理に関する規律について、規定の棲み分けをも考慮しつつ、実体法の諸規定と整合性を保つよう、再度部分的改正がなされる必要がある場合もあろう。また、仲裁に関して、国内仲裁と国際仲裁で、民事訴訟法と仲裁法で分けて規律するが、できるだけ統一した規定を持つのが望ましいであろう。

## 第6部 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第6部は、外国判決及び仲裁判断の承認・執行に関する規定を置く。承認・執行の対象となる外国判決には、民事・家事及び商事判決のほか、刑事訴訟手続の付帯私訴手続において下された判決も含まれる（342条）。

特徴的であるのは、外国仲裁判断の範囲である。前提となるのは、仲裁判断の承認・執行に関しては、民事訴訟法及び仲裁法が、それぞれに規律することである。すなわち、外国仲裁判断の承認・執行についての規定は民事訴訟法に置かれ、国内仲裁に関しては仲裁法が規定する。民事訴訟法が承認・執行の対象とする外国仲裁判断とは、外国で言渡しがなされるか、または、外国仲裁人が下した仲裁判断をいうものとされる（342条）。

## 1. 法源と管轄

承認・執行の法源としては、条約及び民事訴訟法がある。条約がなくとも、外国がベトナムの判決を承認・執行する場合、「相互性の原則に基づいて」ベトナムもまた当該外国の判決を承認・執行する（343条3項）。

承認・執行の申立てに関しては、債務者が個人であるならば債務者の住所又は就業場所がベトナムにある場合、団体であるならば債務者の本店がベトナムにある場合、若しくは、債務者の財産がベトナムに存在する場合に、ベトナムの管轄権が認められる（344条1項）。財産の所在の有無は、申立て時を基準として判断される（同条2項）。

## 2. 承認の効果

外国判決の承認に関しては自動承認の原則が規定され、執行に関しては、裁判所の執行判決を要するものとされる（343条4、5項）。承認された外国判決は、ベトナムの判決と同一の効力を有する（346条1項）。いわゆる等置説によるものであろう。仲裁判断も外国判決と同様に、ベトナムの判決と同様の効力が認められる（346条2項）。

外国判決の承認・執行に関して裁判された場合、その結果は、ベトナム司法省を通じて、判決国裁判所、関係人・機関に対して通知がなされる（347条）。我が国の知らない制度であるが、我が国の立場からするならば、相互の保証（日本民事訴訟法118条4号）の存否を知る重要な手がかりとなりえるであろう。

ベトナムにおける外国判決又は仲裁判断の実効性を確保するため、執行によって取得された資金及び財産の外国への送金・送付が保障されている（348条）。為替管理にも関係する規定であり、通常、民事訴訟法には見られない規定である。経済開放政策との関係が看取されよう。

## 3. 不承認の申立て

当事者その他の利害関係人は、外国判決が送達されて後、30日以内に、外国判決不承認の申立てをすることができる（360条1項）。

(1) 不承認の申立ては、書面によるが、証拠書類が添付されなければならないが、外国語の書面には公証又は認証されたベトナム語訳が付されていなければならない（361条）。

(2) 不承認の申立ては合議体によって審理される。不承認申立てに関する審理は、承認・執行の申立てに準じて行われる（362条1項）。

## 4. 承認・執行の手続

(1) 承認・執行の申立書は、司法省に提出されなければならない（350条1項）。申立てに際しては、法源となる条約又はベトナムでの執行が明記されている場合を除いて、執行債務者への判決の送達に関する書類が添付されなければならない（351条1項）。欠席判決にあっては、執行債務者が適法に期日の呼び出しを受けたことに関する書面が必要とされる（同項2文）。

(2) 司法省は、申立書を受理した後7日以内に管轄裁判所に事件記録を送付する（352

条)。事件記録を受け取った裁判所は、7営業日以内に、検察院に通知をしなければならない(353条1項)。事件記録は、期日の15日より以前に検察院に送付される(354条2項)。裁判所は、釈明権を有するが、司法省を通じて釈明は行われる(353条2項)。

(3) 裁判所が申立書を受け取ってから4か月以内に、期日開始決定がなされ、開始決定の日から1か月以内に期日は開かれる(354条1項c号, 2項)。

審理は、3人の合議体で審理される(355条1項)。検察官の期日への出席が必要であり、検察官が欠席した場合、期日は延期される(同条2項)。債務者の出頭も必要とされ、欠席した場合には期日が延期される(同条3項)。但し、債務者が反対の申立書を提出するか、2回の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合には、債務者欠席にもかかわらず、期日が開かれる。

(4) 実質再審査は禁止され、承認執行の要件のみが検討される(355条4項)。

## 5. 承認拒絶事由

承認拒絶事由に関しては、民事訴訟法356条に規定されている。

- ① 判決国において有効な判決であること。
- ② 債務者が期日の呼出しを受けず、期日に欠席したこと。
- ③ ベトナム裁判所の専属管轄に属しないこと。
- ④ 同一事件に関してベトナム裁判所の判決があるか、又は、ベトナム裁判所が承認した判決が存在すること。
- ⑤ 執行期間の渡過
- ⑥ ベトナム法の基本原則に反しないこと

我が国の外国判決の承認拒絶事由(日本民事訴訟法118条)と対比してみた場合、①は確定判決要件(日本民訴法118条柱書)に、②は敗訴当事者の手続保障(同2号)に、⑥は公序(同3号)に相当する。

### (1) 承認管轄

③は、国際裁判管轄を承認要件とする規定であり、我が国民民事訴訟法118条1号に相当する規定であるが、内容は相当に異なっている。すなわち、ベトナムでは、ベトナム裁判所の「専属管轄」が認められる事件に関してのみ承認が拒否されるのである。ベトナム裁判所の専属管轄に関しては、民事訴訟法411条が列挙する。したがって、411条が規定する以外の事件に関して、国際裁判管轄を有しない国の裁判所が下した判決もまた承認を拒否することができなくなり、外国の過剰管轄に対応できないことになろう。この点に関しては、6号に手続公序を読み込み、承認管轄が認められない国の裁判所の判決は手続公序に反するものとして承認を拒否するなどの解釈的努力が必要となろう。

### (2) 公序

6号は、我が国の公序に相当する承認拒絶事由である。しかし、文言から見た限り、本号が実体的公序に限られるのか、いわゆる手続的公序をも含むのかは明らかではな

い。後者も含むと解釈されるべきであろう。

### (3) 相互の保証

我が国民事訴訟法は、承認拒絶事由のひとつに相互の保証の欠如を規定する（日本民事訴訟法118条4号）。ベトナム民事訴訟法には、相互性を要件とする規定はない。ベトナムにおいては、「相互性」が承認を積極的に根拠づける原理として理解されており（343条3項）、相互性の理解それ自体に問題が残されている。

### (4) 執行期間

我が国では、保全命令に関しては2週間の執行期間を規定する（日本民事保全法43条2項）が、民事執行法は判決の執行期間を知らない。ベトナムでは、3年の執行期間が定められており（383条）、外国判決の執行についても、3年以内に執行が申立てられなければならないことになる（356条5号）。

### (5) 判決の抵触

判決の抵触を承認拒絶事由に数える4号も特徴的である。我が国では、解釈によって同様の結論を導く見解と既判力抵触の一般論によるべきとの見解に分かれている。ベトナムは、立法的に解決したものと評価できる。

## 6. 決定の送付と控訴

- (1) 承認・執行に関する決定は、直ちに当事者及び検察院に送付される（357条）。外国所在の当事者に対しては司法省を通じて送付される。
- (2) 利害関係人は、決定から15日の間は控訴することができる（358条1項）。検察院及び最高人民検察院は、決定から15日（検察院）又は30日（最高人民検察院）の間に異議を申し立てることができる（358条2項）。

## 7. 手続の終結

申立人による取下げ、債務者の任意履行、債務者が死亡した場合に債務が相続されなかった場合、債務者の解散、破産の場合には、承認手続は終了する（354条1項）。取下げは問題がないが、債務の任意履行など実体的理由によって承認手続が終結することは問題があろう。債務者の破産の場合については、破産法で手当がなされることになるのだろうか。

また、司法省が管轄違いの裁判所に事件を送付した場合、事件は司法省に返送される（同条2項）。

## 8. 外国仲裁判断の承認・執行

外国仲裁判断の承認・執行に関して、第29章が規定する（364条～374条）。

### (1) 手続

外国仲裁判断の承認・執行手続は、外国判決の承認・執行手続と大略同様である（364条～369条、371条～373条）。但し、検察院の通知期間が3営業日以内とされ（367条1項）、期日開催決定までの期間が2か月とされる（368条）な

ど、全体的に期間が短縮されている。

## (2) 承認・執行拒否事由

外国仲裁判断の承認・執行拒否事由が、370条に列挙されている。

- a) 当事者の無能力
- b) 有効な仲裁合意
- c) 債務者の手続保障
- d) 仲裁付託
- dd) 適法な手続
- e) 有効な仲裁判断
- g) 仲裁判断が取り消されたこと

以上が、承認・執行拒絶事由である。

さらに、2項 a) ベトナム法による仲裁適格性及び b) ベトナム法の原則に反しないことが認められた場合、承認・執行はされないことが規定されている。

以上の承認・執行拒絶事由は、UNCTRAL モデル法36条の規定内容と等しく、規定の形式もほぼ同じである。

## (3) 承認・執行の停止・決定の取消し

外国仲裁判断の承認・執行に関しては、外国判決の承認・執行にはない規律として、承認・執行決定の破棄の制度がある(374条)。

民事判決執行機関の長は、外国の管轄裁判所において仲裁判断の取消しを審理している旨の書面が司法省から提出された場合、外国仲裁判断の執行を停止する。停止決定は、承認を許可した裁判所に送付される。債権者の申立てにより、執行機関の長は、執行を続行することができるが、その際、必要な担保の提供を命じることができる。

承認・執行を許可した裁判所は、外国の管轄裁判所によって仲裁判断が取り消された旨の書面を司法省から受け取った場合には、承認・執行の決定を取り消し、判決執行機関に取消決定を送付する。決定を受け取った執行機関の長は、執行を停止する。

## (4) 若干の検討

仲裁に関しては、UNCTRAL モデル法が国際標準を形成しつつある。国際仲裁の承認・執行要件については、モデル法を受容したと評価できる。問題としては、国際仲裁と国内仲裁の規律の相違であり、仲裁法がモデル法と相当程度乖離している点である。民事訴訟法と仲裁法の規律対象あるいは棲み分けの問題でもあり、将来の改正をも視野に入れた検討が必要とされよう。

## 第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第7部には、民事判決及び決定(以下、特に断らない限り、「判決」の語を判決と決定の両者を包含した意味で用いる。)の執行に関する手続規定が置かれている。条文数もわずか9箇条にとどまり、必要な規定を欠いていることは明白である。民事訴訟法の規定のみでは実務に耐えられず、解釈・理論や運用に委ねられた部分が少なくないことになる。

判決の執行に関しては、現在ベトナムにおいて、民事及び刑事双方の判決を統合した形の「判決執行法」の制定が企図されている。民事と刑事判決双方の執行を一つの法律にまとめるといふ立法形式の当否は当面のところ措くとして、新たな立法が急がなければならないであろう。詳細な規定は、民事（判決）執行法の制定を待って、ベトナムの執行法制が確立されることになろう。例えば企業家が安心して資本を投下するためには、安定した民事執行制度は不可欠であり、近代的民事執行制度なしに外国企業の誘致は考えられない。ベトナムが継続的かつ安定した経済発展を遂げるためには、重要な課題である。

## 1. 債務名義と執行文

### (1) 債務名義となる判決

執行の基礎となる判決は、確定判決であり、a) 控訴の提起されていない第一審裁判所の判決、b) 控訴審裁判所の判決、c) 監督審決定及び再審決定、d) 執行許可決定の付された外国判決である。また、未確定の状態であっても、扶養、報酬、再雇用された労働者の賃金・退職金、社会保険及び身体・生命の棄損若しくは精神的損害に対する損害賠償の判決は、執行することができる。我が国でいう仮執行宣言付き判決に数えられようが、一部の判決が限定的に列挙され、かつ、当然に仮執行が許される点において特徴的である。また、保全命令も執行され得る（375条）。

以上の6種類の判決がベトナムにおける債務名義とされる。

(2) 債権者は、債権の任意の履行を受けられない場合、執行機関から債務名義となる判決に判決執行決定を得た上で、執行機関に対して執行を申し立てる（377条）。我が国の執行文に相当する制度であろう。

(3) 我が国も債務名義と執行文という構成を採る。しかし、債務名義の執行力に対する不服申立て方法は、明確でない。残された課題である。

## 2. 執行機関

執行機関についての規定は、民事訴訟法の中には見られない。執行共助機関として、人民委員会の委員長が関係機関の調整を指揮し、軍区の司令官が関係機関の調整を行い、治安当局が秩序維持、執行妨害に対処する責任を負う（378条）。また、人民検察院は、適時かつ適法な執行を保障すべく、検察する（379条）。

## 3. 執行手続

(1) 判決裁判所は、債権者及び債務者に対して、「執行のために」との表題を付した判決（謄本）を交付する（380条前段）。また、裁判所は、当事者に執行期限や関係法令について説明しなければならない（同条後段）。

(2) 確定判決は、30日以内に執行機関に送付されなければならない（381条2項）。仮執行付判決については判決が効力を生じたときから10日以内に、保全命令については直ちに、執行機関に対して、判決又は決定を送付する（同条1項）。

判決の送付に際して、裁判所は、証拠物や仮差押えの記録等を添付する（同条3項）。

- (3) 当事者及び関係人は、裁判所に、判決の不明確な点についての説明を求めることができる。この申立ては書面によることを要する。裁判所は、15日以内に説明書を作成し、申立人、関係人及び検察院に送付する(382条1項)。

#### 4. 執行期間

- (1) 債権者は、判決が効力を生じてから3年間、執行決定の申立てをすることができる(383条1項)。将来請求に関しては、3年の期間は、履行期から算定される。
- (2) 本条の執行期間は「申立時効」期間と捉えられている。

### 第9部 渉外的要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続における司法共助

第9部は、総則規定である第34章、国際裁判管轄に関して規定する第35章と司法共助に関する規定である第36章の3つの章から構成されている。

#### 1. 総則規定

##### (1) 渉外訴訟—第9部の適用範囲

第9部の規定は、通常の民事訴訟事件(以下では、特に断らない限り、訴訟事件と非訟事件の双方を包含する意味で「訴訟事件」との用語を使用する。)に対する特則として、渉外的民事訴訟事件について適用される。

渉外民事訴訟事件とは、①当事者のうち少なくとも1人が外国人である訴訟事件、②準拠法が外国法であるか法律関係を変動させる事実が外国で生じた訴訟事件、及び、③関連する財産が国外に所在する訴訟事件と定義されている(405条)。主体、客体又は準拠法のいずれかに渉外的要素が認められる場合を指すのであろう。

##### (2) 外国人の地位

- i) 外国人は、相互主義のもと、ベトナム人と同様の権利が認められる(406条)。相互性の留保の下で、内外国人平等の原則を規定する。
- ii) 権利能力及び訴訟能力については、ベトナム国籍又はベトナムに住所若しくは就業場所(以下「住所等」という。)を有する場合にはベトナム法が、外国籍を有するものは本国法が、無国籍者については居住地又は就業地の法が、準拠法となる(407条1項a号、b号)。重国籍者については、住所地法が準拠法となる(同c号)。また、準拠法上、無能力者であっても、ベトナム法によれば訴訟能力者とされる場合には、訴訟能力者と扱われる(同条2項)。ベトナムでは、18歳以上の者が訴訟能力者とされており(57条)、我が国では未成年者も訴訟能力者と扱われることがある。以上の規定内容は、我が国の民事訴訟法の規定と大きくは異ならない(日本民事訴訟法33条)。我が国におけると同様に、ベトナム民事訴訟法に関しても、訴訟能力の準拠法が外国法である場合、当該外国法の訴訟能力に関する規定によるのか、行為能力の規定によるのかについては、明文規定がなく、解釈論に委ねられた問題となろう。もっとも、ベトナム民事訴訟法で注意すべきは、407条1項d号の規定である。すなわち、

同号は「民事手続行為がベトナム領土内で行われる場合はベトナム法に従う」と規定するため、ほとんどは、ベトナム法が準拠法となる。この帰結は、文理解釈に忠実であるが、果たして立法者の意図した結果であろうか。実務の運用を見守りたい。

iii) なお、団体の権利能力については、設立準拠法主義による（408条）。

### （3）国際裁判管轄

i) ベトナム裁判所の国際裁判管轄の有無は、第35章に特別の規定がない限り、第3章の規定による。ドイツ式の二重機能論を立法的に採用するものと評価できよう。もっとも、第3章のうち国際裁判管轄の有無を決する際に使用することができるのは、土地管轄に関する第35、36条のみである。

訴訟事件に関しては、被告がベトナムに住所等又は本店を有している場合（35条1項a号）、原告がベトナムに住所等又は本店を有しており、ベトナム裁判所を合意管轄裁判所とした場合（b号）及びベトナム領土内の不動産関係訴訟である場合（c号）に、ベトナムの国際裁判管轄が認められる。また、非訟事件に関しては、無能力または制限能力の宣言、搜索通知の発付、失踪宣告等について、本人（申立てられた人）がベトナムに住所等を有する場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が肯定される（35条2項a～c号）。また、外国判決及び仲裁判断の承認・執行については、債務者がベトナムに住所等を有している場合に、不承認の申立てについては申立人がベトナムに住所等または本店を有する場合に、ベトナム裁判所の管轄権が肯定される（d～e号）。ベトナムに登録がある婚姻解消、離婚に伴う監護・財産分与や未成年者に対する面接交渉権制限の申立てについては当事者の1人がベトナムに住所等を有する場合、離婚後の親権者変更については申立人がベトナムに住所等を有する場合、養子縁組の解消は養子がベトナムに住所等を有する場合に、それぞれベトナムに国際裁判管轄権が認められる（g号～m号）。

民事、婚姻関係事件、商事関係事件及び労働関係事件については、原告が被告の住所地等を知らない場合には被告の最後の住所地等に、支店の経営に関する紛争の場合には、被告の最後の住所地又は財産所在地がベトナムであるならば、原告はベトナム裁判所に訴えを提起することができる（36条1項a、b）。①扶養に関する事件（c号）、②契約外の損害賠償事件（d号）、③労働関係事件（dd号）に関しては、原告の住所等がベトナムにある場合、ベトナム裁判所の管轄権が認められる。また、契約事件に関しては、履行地管轄の規定がある（g号）。

文理解釈からするならば、主観的併合事件においては、被告のいずれかがベトナムに住所等又は本店を有する場合には、ベトナムの国際裁判管轄権が認められることになる（同h号）。立法者がこの点を意識していたのかは明らかでないが、主観的併合事件の国際裁判管轄に関する我が国での議論は周知のとおり分かれており、ベトナムにおいて何らかの制限的解釈が行われる可能性も否定できない。将来の運用及び解釈が注目される。

非訟事件に関しては、申立人がベトナムに住所等を有する場合に原則としてベトナム裁判所の管轄権が認められているが（同条2号a、b号）、未成年者の親権又は面接

交渉権の制限に関する事件については、子の住所がベトナムにある場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が認められることになる（同項 c 号）。

ii) 訴訟事件及び非訟事件に関して、第 3 5 章に国際裁判管轄権に関する特則が置かれている。

外国会社等がベトナムに本店を有する場合のほか、被告がベトナムに経営代理店又は支店、代表事務所を有する場合にもベトナムに国際裁判管轄権が認められる（4 1 0 条 2 項 a 号）。アメリカの **doing business** に基づく **jurisdiction** に類似した規定である。過剰管轄をもたらす可能性もあり、ベトナムでの運用及び解釈の展開は興味深い。

外国人の被告がベトナムに永住する場合に、ベトナムの国際裁判管轄が認められることが規定されている（b 号）。本号を文理解釈すると、ベトナムに国際裁判管轄権が認められる要件として、被告の住所がベトナムにあるだけでなく、その住所が永住のための住所でなければならぬものとされよう。しかし、解釈論としては、本号は被告住所地管轄を規定するものとするべきであり、要件を過重して捉えるべきではなかろう。

扶養及び認知請求については、原告の住所地がベトナムにある場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が肯定される（c 号）。

また、ベトナム法を準拠法とする場合（d 号）、及び、準拠法が外国法であっても当事者全員がベトナム国籍を有し、原告ないし被告がベトナムに住所等を有する場合（dd 号）にもまた、ベトナムの国際裁判管轄が認められている。これらの管轄原因は、いわゆる過剰管轄と受け取られるおそれが高く、この規定に基づいて管轄権を行使し、下されたベトナムの判決は外国で承認されない可能性が高いであろう。離婚事件において原告又は被告がベトナム国籍である場合のベトナムの国際裁判管轄権（g 号）に基づいて下された判決もまた、外国での承認が危ぶまれる。

履行地管轄（e 号）も第 3 5 条と重ねて規定されている。

iii) 第 4 1 1 条は、ベトナム裁判所の専属管轄を規定する。本条は、審理管轄（一般的・直接管轄）の根拠規定としてより、承認管轄（間接管轄）を制限する点において、より重要な意味を持つ規定である。

ベトナム領土内の不動産関係事件（1 項 a 号）、ベトナムに本店を有する運送業者の運送契約から生じる事件（b 号）及び当事者がベトナムに住所等を有するベトナム人と外国人の間での離婚事件（c 号）が規定されている。我が国では、争いはあるものの、不動産関係事件に関する専属管轄を肯定する見解があり、a 号の規定は立法論としてはあり得る選択である。しかし、b 及び c 号に関しては、専属管轄とした点に問題があろう。ベトナム社会の特殊な事情・背景に基づくものと思われ、即断はできないが、将来の改正課題のひとつとなるであろう。

第 4 1 1 条 2 項は、次の 5 つの非訟事件に関する専属管轄を規定する。ベトナムで発生した法律効果の前提事実の確定（a 号）、外国人がベトナムに居住する場合の行為能力喪失及び制限に関する事件（b 号）、ベトナムに居住していた外国人の失踪及び死亡宣告事件（c 号）、ベトナム人の失踪及び死亡宣告事件で、申立人が外国人である場合（d 号）、ベトナム所在の財産の放棄及びベトナム領土内の不動産が放棄された場合

に現実の管理者に所有権を付与する事件（dd号）である。c号は、ベトナムにおける権利・義務に関わる限度で専属管轄が認められ、d号に関しても当該外国人の権利義務に関わる限度に制限されている。

条文の規定振りからすると、本条の専属管轄は、限定列举であるものと解するのが素直であろう。しかし、このような解釈は、専属管轄に関する基本姿勢を失い、偏った結果につながるおそれもある。例えば非訟事件について、外国人の失踪・死亡宣告について、一定の範囲で制限する形での専属管轄を規定する一方で、ベトナム国民に対する失踪・死亡宣告に関しては、申立人が外国人である場合に、当該外国人の権利義務に関わる限度で専属管轄を認めている。それゆえ、この2類型以外の非訟事件は、ベトナムの専属管轄が認められないとするのであるならば、ベトナム国民に対して、ベトナム人が失踪又は死亡宣告を申立てた場合、ベトナムには専属管轄権が認められないことになる。理論的に観ても、c、d号がこれらの事件に関して限定的に、専属管轄を規定する実質的根拠は不明確である。この問題は、ベトナムにおける「専属管轄」概念の混乱に起因するのではなからうか。ベトナムの立法担当者等とのセミナー等を通じた回答から忖度するに、ベトナムの理解によると、ベトナム国民に対する死亡宣告、失踪宣告事件等に関しては、ベトナムの国際裁判管轄権が認められ（35条）、それは当然に専属管轄となる、と解釈されているようである。したがって、第411条2項は、ベトナム裁判所の直接管轄権を拡大する点に意味があることになる。この推論が正しいのであるならば、誤解がないように、早期に立法的解決が図られるべきであろう。

#### （4）管轄恒定

ベトナム裁判所が事件を受理した後に、管轄の変動を生じる事実が発生した場合にも、ベトナム裁判所の管轄権は影響されない（412条）。国際裁判管轄についても管轄恒定を肯定するのである。ドイツや我が国の通説的見解によると、国際裁判管轄に関する判断の基準時は口頭弁論終結時であり、管轄恒定は認められておらず、ベトナムの規定は、これらと対照的であり、特徴的である。

#### （5）訴訟競合

- i) ベトナム裁判所が、外国裁判所において既に判決等を下している事件を受理した場合に、条約に基づいて、訴状もしくは申立書が返却されるか、又は、事件解決が中止される（413条1項）。訴え又は申立てを却下する意味であろう。一見したところ、外国判決等の自動承認に基づく既判力による処理とみることもできるが、条約の根拠を必要とする点において制限的であり、本項が適用される場面はほとんどないであろう。
- ii) 同一事件について、外国裁判所が既に事件を受理していた場合、外国判決等を承認・執行することを要件として、訴状若しくは申立書の返却又は事件解決の中止をする（同条2項）。国際二重起訴に関する規律であり、いわゆる承認予測説を採用したものと理解できる。しかし、承認・執行に関する解釈問題とも関係することから、問題は複雑になる。例えば我が国裁判所で同一事件に関して先に訴訟係属が生じた場合に、本項によって、ベトナムの裁判所が訴えを却下するの可否かは、予断を許さない。我が

国とベトナムの間には、判決等の承認・執行に関する2国間・多国間の条約はなく、ベトナム判決を承認・執行する実務慣行が定着しているとも断言できない状況にあって、ベトナムが我が国に「相互の保証」があるものと判断するとは限らないからである。

### 3. 司法共助

#### (1) 法源

司法共助は、条約及びベトナム法に従い、国家相互の独立、礼讓、内政不干涉、及び平等・相互性の原則に基づいて実施される（414条1項）。国際法上も当然の原則を宣言した規定である。

(2) 条約がない国との間での司法共助は、「相互主義」に基づいて実施される（414条2項）。ベトナムにおける相互性の理解は、一般に理解されているような消極的・抑制的原理ではない。むしろ、相手国がベトナムに対して協力する場合の積極的・協力的原理である。ベトナムの理解によれば、例えば外国がベトナム判決を承認・執行するならば、「相互主義に基づいて」、ベトナムもまた当該外国の判決を承認するものとされる。本項の「相互主義」もまた同様に理解されているのであろう。したがって、ベトナム裁判所は、外国裁判所がベトナム裁判所に対して実施されるのと同じ内容・程度の協力を行うべきことになる。

ベトナムにおいては、相互主義という言葉の使い方が、我が国をはじめとする一般的な理解と異なっており、外国からは理解しにくい規定となる。誤解されないように、規定の整備が行われるべきであろう。将来の課題である。



ベトナム民事訴訟法現地セミナー（2003年8月ハノイにて）